

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
93645	栃木県	野木町	町村V-2

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国委託率
		99.2%	99.2%
		98.4%	97.8%
		86.7%	86.2%
		96.2%	89.8%
		89.2%	86.2%
		97.1%	97.9%
		94.2%	96.3%
		58.1%	61.9%
		80.7%	88.7%
○	前次嘱託職員へ切り替えていき、民間委託への切り替えはしない。	35.4%	32.6%
		100.0%	98.7%
		96.9%	95.4%
		99.0%	98.9%
		100.0%	99.9%
		99.3%	98.9%
		92.9%	94.5%
		96.6%	95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等				【参考】	
公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	類似団体導入率	全国導入率
1	0	0.0%	規模が小さく導入の必要性がない。	19.6%	36.5%
7	0	0.0%	町内の高齢者の就業機会の増大と健康で生きがいのある生活の実現を支援するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する業務委託を行っているため。	26.7%	45.5%
0	0			29.5%	46.3%
0	0			10.5%	12.3%
0	0			85.7%	86.3%
1	1	100.0%		64.0%	73.6%
0	0			44.1%	58.3%
0	0			66.7%	74.7%
0	0			58.3%	61.2%
0	0			25.0%	52.7%
1	0	0.0%	管理すべき遊具等が少ないため。	29.4%	49.8%
1	0	0.0%	戸数が少なく、居住者との意思疎通もできているため、指定管理者を導入する必要性がない。	0.1%	16.2%
0	0			29.6%	38.9%
0	0			14.5%	20.7%
1	0	0.0%	「読書のまち宣言」をしたばかりであり、今のところ導入は考えていない。	15.8%	14.7%
0	0			16.8%	27.0%
1	0	0.0%	運営で運営すべき施設であるため。	18.1%	21.2%
1	1	100.0%		28.9%	48.5%
0	0			22.9%	46.4%
0	0			40.0%	68.5%
0	0			37.5%	48.8%
2	1	50.0%	開館から間もないため、運営が軌道に乗ってから検討していく。	38.9%	52.9%
9	2	22.2%	町の意見を取り入れられるように指定管理ではなく民間委託にした。	15.1%	22.5%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)窓口業務			
総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	予定時期	委託状況
			委託予定無し
【参考】		【参考】	
設置率(類似団体)	13.0%	委託率(類似団体)	5.8%
設置率(全国)	10.6%	委託率(全国)	14.7%

(4)総務事務センター			
設置状況	委託状況	【参考】	
設置予定無し		類似団体	
		設置率	委託率
		2.9%	1.4%
		設置率(全国)	委託率(全国)
		8.8%	2.0%
		対象部局	
		首長部局	企業局 教育委員会 その他
		給与	旅費 福利厚生 財務会計
		【参考】	
		「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。 【人口が5万人未満の団体は回答不要】	

(5)クラウド化			
実施済み	○	実施時期	実施率(類似団体)
			自治体クラウド
			単独クラウド
		平成26年6月に実施済み	22.5%
			24.6%
			実施率(全国)
			自治体クラウド
			単独クラウド
			17.0%
			25.2%
実施予定		検討状況	
検討中			
未実施		実施しない理由	

(6)公共施設等総合管理計画			
策定済み	○	策定予定時期	策定率(類似団体)
		平成28年度	
			策定率(全国)
			3.6%
			3.3%

(7)地方公会計の整備			
統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)			
作成済み	○	作成完了予定年度	作成率(類似団体)
		平成28年度	
			作成率(全国)
			0.0%
			0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。